

今治市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



今治市通学路安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、今治市では平成24年7月以降、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議をしてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を継続的、効果的に実施するため、関係機関の連携体制を構築し、「今治市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 今治市通学路安全推進協議会の設置

本プログラムの具現化と関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「今治市通学路安全推進協議会」を設置します。

- ・ 今治市小中学校長会
- ・ 今治市小中学校PTA連合会
- ・ 愛媛県今治警察署交通課
- ・ 愛媛県伯方警察署交通課
- ・ 松山河川国道事務所道路管理第二課
- ・ 愛媛県今治土木事務所道路課
- ・ 今治市道路課
- ・ 今治市防災危機管理課
- ・ 今治市教育委員会学校教育課

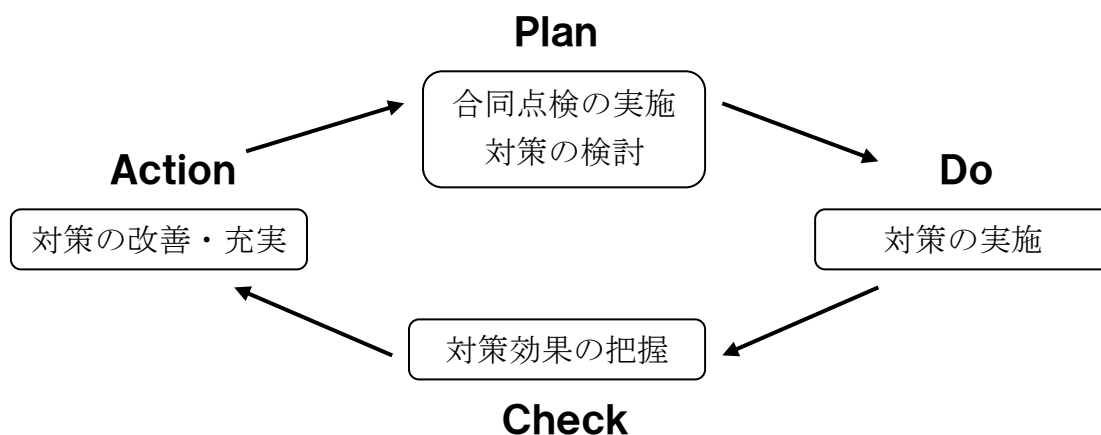
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に関係機関等による合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

ア 通学路の見直し及び危険箇所の把握

- ・ 毎年、市内各小学校に依頼し、登下校中の安全確保の観点から、経路を含めた通学路の見直し及び危険箇所調査を実施します。
- ・ 学校、保護者、地域住民、自治会等からの危険箇所の連絡を関係機関で随時受け付けます。

イ 合同点検の実施時期等

- ・ 通学路に関わる環境の変化による危険の発生等、点検が必要とされる場合にその都度実施します。

ウ 合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校関係者、道路管理者、警察署、市防災危機管理課、市教育委員会学校教育課等の関係者が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった短期的な視点での対策必要箇所については、箇所ごとに、防護柵設置や路面標示などのハード対策、交通規制や交通安全教室などのソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。また、長期的な視点での対策必要箇所については、関係者等との調整を図り、道路拡幅や歩道設置など、抜本的対策の実施メニューとその可否について検討します。

(4) 対策の実施

対策が円滑に実施されるよう、関係者間の連携を図ります。また、緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関に働きかけます。

(5) 対策効果の把握

対策実施後、効果を学校関係者等からの聞き取り等により把握し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

4 対策一覧表の作成

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策一覧表を作成し、公表します。

平成26年	10月	1日	策定
平成28年	1月	27日	一部改正
平成29年	1月	20日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和5年	4月	1日	一部改正